

住民監査請求に係る陳述等の取扱基準

制定 平成26年6月3日代表監査委員決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第6項及び第7項に規定する住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述の機会並びに陳述の聴取等について、必要な事項を定めるものとする。

(請求人の陳述の機会の設定)

第2条 監査委員は、住民監査請求の受理を決定した場合には、速やかに請求人への陳述の機会を設定し、その日時及び会場等（以下「期日等」という。）を請求人（請求人が代理人を選任している場合には、請求人又は代理人。以下同じ。）に通知するものとする。

2 監査委員は、前項の規定により通知する場合において、請求人が複数のときは、書面による代表者の選任を求め、代表者に通知するものとする。

3 前2項の通知には、陳述において請求人が証拠の提出を行うことができる旨を併記するものとする。

4 請求人から陳述を行わない旨の申出があった場合には、陳述の機会を設定しないものとする。

(請求人による証拠の提出)

第3条 請求人による証拠の提出は、陳述の日（陳述を行わない場合には、請求の日から起算して2週間を経過する日）までに行うものとする。ただし、監査委員がやむを得ない事情があると認めた場合は、監査委員が別に定める日までとする。

2 証拠の提出は、持参又は郵送による。

(請求人の陳述)

第4条 請求人の陳述は、提出された住民監査請求の要旨を補足し、又は新たに提出された証拠に関する内容に限るものとする。

2 請求人の陳述は、公開とする。ただし、請求人が陳述を公開しないことを求めたとき、又は公開により個人のプライバシーの侵害等の支障を生ずるおそれがあると監査委員が認めるときは、非公開とすることができる。

3 陳述を行う者（以下「陳述人」という。）は、監査委員の指示に従って陳述を行わなければならない。

4 監査委員は、陳述を行おうとする請求人が複数の場合は、その人数を制限することができる。この場合において、請求人は、陳述人を選定し、監査委員の定める期日までに監査委員に通知しなければならない。

5 陳述の時間は、1人当たりおおむね30分以内とし、陳述人が複数の場合は、合計でおおむね2時間を超えないものとする。

6 監査委員は、前項の陳述の時間内に陳述が終了しない場合は、陳述を終結させることができるものとする。この場合において、陳述を終えていない陳述人は、必要

に応じ、陳述を補完するための書面を、監査委員が定める日までに提出することができるものとする。

（関係職員等の立会い）

第5条 監査委員は、請求人の陳述に際し、必要があると認めるときは、関係のある市長その他の執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）に立会いの機会を与えるものとする。

2 前項の場合、監査委員は、請求人の陳述の期日等を関係職員等に通知するものとする。

3 立会いをしようとする関係職員等は、監査委員が指定する日までに、その旨を監査委員に申し出なければならない。

4 監査委員は、立会いをしようとする関係職員等が複数の場合は、立会いをする者（以下「立会人」という。）の数を制限することができる。

5 立会人は、立会いに際しては、監査委員の指示に従うものとする。

6 監査委員は、立会人が請求人の陳述の円滑な運営の支障となると認められるときは、関係職員等の立会いを制限し、又は認めないことができる。

（関係職員等の陳述）

第6条 監査委員は、監査を実施することを決定した後、必要に応じて関係職員等の陳述の機会を設定し、期日等を関係職員等に通知するものとする。

2 関係職員等の陳述は、公開とする。ただし、陳述の内容を公開することにより、個人のプライバシー又は本市の事務及び事業の執行に支障を生ずるおそれがあると監査委員が認めるときは、非公開とすることができる。

3 関係職員等の陳述の時間は、陳述人の数にかかわらず、おおむね2時間以内とする。

4 第4条第3項から第6項までの規定は、関係職員等の陳述について準用する。

（請求人の立会い）

第7条 監査委員は、関係職員等の陳述に際し、必要があると認めるときは、請求人に立会いの機会を与えるものとする。

2 前項の場合、監査委員は、関係職員等の陳述の期日等を請求人に通知するものとする。この場合において、監査委員は、請求人が複数のときは、第2条第2項による代表者に通知するものとする。

3 第5条第3項から第6項までの規定は、請求人の立会いについて準用する。

（陳述の中止等）

第8条 監査委員は、陳述人が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認めるときは、陳述を中止することができる。

2 監査委員は、立会人が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認めるときは、立会人に退場を命ずることができる。

（陳述の傍聴）

第9条 監査委員は、第4条第2項又は第6条第2項の規定により陳述を非公開とする場合を除き、陳述の傍聴を許可することができる。

2 傍聴を希望する者は、陳述の開始予定時刻30分前から5分前までに傍聴人受付

簿（別記様式）に必要な事項を記入しなければならない。

（傍聴の禁止）

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、陳述を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を持っている者
- (2) 看板、はり紙、プラカード、旗、メガホン等示威宣伝の用に供される物を持っている者
- (3) はちまき、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン、旗、のぼり等これらに類するものを着用し、又は携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれがあると監査委員が認めた者

（傍聴の制限）

第11条 監査委員は、会場その他の都合により、傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の人数を制限することができる。

（傍聴人の遵守事項）

第12条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 陳述等に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 陳述等の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- (4) 携帯電話等の通信機器の電源を切ること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) その他陳述会場の秩序を乱し、又は運営の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) その他監査委員の指示に従うこと。

（傍聴人の退場）

第13条 監査委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

- (1) 傍聴人が前条の規定に違反したとき。
- (2) 陳述の状況から、傍聴がふさわしくないと監査委員が認めたとき。

（陳述の撮影及び録音）

第14条 監査事務局職員が職務として行うものを除き、陳述の写真、ビデオ等の撮影及び録音は、認めない。ただし、監査委員の許可を得たときは、陳述開始前に限り撮影を認めるものとする。

（雑則）

第15条 この基準に定めるもののほか、住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述等に関し必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この基準は、平成26年6月3日から施行する。

別記様式（第9条関係）

住民監査請求に係る陳述の傍聴人受付簿

（ 年 月 日開催）

住民監査請求に係る陳述を傍聴します。

なお、傍聴にあたっては「住民監査請求に係る陳述等の取扱基準」に従い、
傍聴します。

受付 番号	氏 名	住 所／報道機関の方は会社名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		